

第40回定時株主総会資料 (電子提供措置事項のうち交付書面に記載しない事項)

会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

株主資本等変動計算書
個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

株式会社MERF

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の算定根拠の説明を受け、その内容と過去の監査実績をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当なものであると判断し、同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち存外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
 - ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体又は稟議書により決定します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。
 - ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。
 - ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。
 - ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に報告を求めるものとします。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人を置きます。その場合、取締役からの独立性を確保します。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底します。

⑧ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役に適切な報告を行います。

⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人（当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者を含む）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑪ 監査役職務の執行（監査役会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査役からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。

- ⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は、反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を律するため、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての企業行動規範及びコンプライアンス規程を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁をあげております。また、反社会的勢力対応規程を定め、当社の反社会的勢力排除に関する基本を明らかにしております。

反社会的勢力排除に向けた具体的取組みとして、まず、新規販売先や仕入先の選定にあたっては調査会社（日経テレコン等）に調査を依頼し、その結果を踏まえて取引開始の可否を決定することにしており、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めております。万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、管理部を対応部署として、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとることとしております。

⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、

イ) 社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の開催状況

ロ) 取締役、監査役、会計監査人及び内部監査室との連携状況

ハ) 子会社及び関連会社からの業務及び業績の報告状況

などから判断し、いずれの体制も適切に運用されていることを確認しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年9月1日残高	1,000,000	697,952	7,423,137	△114,966	9,006,123
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△282,602		△282,602
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△203,114		△203,114
自 己 株 式 の 処 分		473		10,079	10,553
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	473	△485,716	10,079	△475,163
2025年8月31日残高	1,000,000	698,426	6,937,420	△104,887	8,530,960

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2024年9月1日残高	243,366	233,141	476,507	9,482,631
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△282,602
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△203,114
自 己 株 式 の 処 分				10,553
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	249,791	△39,157	210,634	210,634
連結会計年度中の変動額合計	249,791	△39,157	210,634	△264,529
2025年8月31日残高	493,157	193,984	687,142	9,218,102

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

3 社

KUROTANI NORTH AMERICA INC.

CMX Metals

株式会社MERFロジスティクス

当連結会計年度より、新たに設立したCMX Metals及び株式会社MERFロジスティクスを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数
- ・ 関連会社の名称

1 社

THAI KUROTANI CO.,LTD.

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちKUROTANI NORTH AMERICA INC.及びCMX Metalsの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、当連結会計年度において、KUROTANI NORTH AMERICA INC.及びCMX Metalsは決算日を12月31日から6月30日に変更しております。

その他連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外
のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・ 商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～35年

機械装置及び運搬具 3～7年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは非鉄金属事業及び美術工芸事業を行っており、各事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(非鉄金属事業)

当事業は銅を中心とした非鉄金属関連ビジネスとして、インゴットの製造・販売及びリサイクル原料の加工・販売を行っております。これらインゴット及びリサイクル原料の販売については、顧客との契約に基づいて、顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、出荷時から当該製品及び原材料の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては、主として、船積時点で製品に対する支配が顧客に移転する契約であり、船積時点で収益を認識しております。

なお、リサイクル原料のうち一部の顧客との取引では仮単価による変動対価で取引価格の算定を行っております。当社グループにおいて変動対価とは、顧客への納入後に、顧客の成分品位検査において品位が確定し、当該品位に応じて正単価が決定される取引における、仮単価での取引価格を言います。取引対価に仮単価の変動対価が含まれる場合、最頻値による方法を用いて変動対価の額を見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

(美術工芸事業)

当事業は美術工芸品の製造・販売を行っております。美術工芸品の販売については、顧客との契約に基づいて、顧客に納入することを履行義務として識別しております。美術工芸品は全て国内販売であり、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

④ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	20,627
繰延税金負債	17,426

連結貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来課税所得の見積りや一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としており、当該計画の策定にあたっては、当社グループが現在入手している市場環境等に基づいて作成しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは、将来の事業環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益、課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,882,933千円
(2) 資産の額から直接控除している貸倒引当金の金額	
関係会社長期貸付金	33,585千円
投資その他の資産	107,350千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
長期金銭債権	34,322千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	14,337,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年11月21日 定 時 株 主 総 会		普 通 株 式	141,212	10	2024年8月31日	2024年11月22日
2025年4月11日 取 締 役 会		普 通 株 式	141,389	10	2025年2月28日	2025年5月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年11月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	141,371	10	2025年8月31日	2025年11月21日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金並びに長期貸付金は、顧客又は貸付先の信用リスクに晒されております。また、グローバルな事業展開により生ずる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に金融機関を含む取引先企業に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、電子記録債務及び未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金は営業取引に係る資金調達であります。長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替レート変動リスクの回避を目的とした為替予約取引、非鉄金属の商品価格変動リスクの回避を目的とした商品先渡取引です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程及び与信管理規程に従い、取引担当部署が主要な取引先との状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、相手方の契約不履行によるリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関及び商社並びにLME（ロンドン金属取引所）取引のブローカーとのみ取引を行っております。

2. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務及び外貨建預金並びに外貨建借入金の為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、デリバティブ管理規程を定めており、企画課にて取引の実行、管理を行っております。また、経営企画部管掌役員は取引の利用状況及び結果を月次及び年次で、社長に報告するとともに、定期的に金融機関等より取引報告書を財務課が入手し、内容の確認を行っております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを表すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	841,798	841,798	－
長期貸付金	151,150	153,064	1,914
資産計	992,948	994,863	1,914
長期借入金 (※3)	5,015,037	5,003,073	△11,964
リース債務 (※4)	461,051	461,051	－
負債計	5,476,088	5,464,124	△11,964
デリバティブ取引 (※5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(16,427)	(16,427)	－
デリバティブ取引計	(16,427)	(16,427)	－

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、未収消費税等、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	7,768
関係会社株式	0

(※ 3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※ 4) リース債務 (流動負債) とリース債務 (固定負債) の合計額であります。

(※ 5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項
ヘッジ会計が適用されていない取引
通貨関連

区分	取引の種類	当連結会計年度 (2025年8月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	(為替予約取引) 売建				
	米ドル	1,814,595	—	△16,427	△16,427
合計		1,814,595	—	△16,427	△16,427

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
預金	1,639,166	—	—	—	—	—
受取手形	188,206	—	—	—	—	—
電子記録債権	558,732	—	—	—	—	—
売掛金	8,360,631	—	—	—	—	—
未収消費税等	411,494	—	—	—	—	—
長期貸付金	—	20,128	20,128	20,128	20,128	70,635
合計	11,158,231	20,128	20,128	20,128	20,128	70,635

3. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	7,700,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,433,390	999,754	723,498	583,358	300,036	975,000
リース債務	59,209	61,370	61,786	63,371	65,002	150,309
合計	9,192,600	1,061,125	785,285	646,729	365,038	1,125,309

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	841,798	－	－	841,798
資産計	841,798	－	－	841,798
デリバティブ取引	－	16,427	－	16,427
負債計	－	16,427	－	16,427

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	153,064	－	153,064
資産計	－	153,064	－	153,064
長期借入金（※1）	－	5,003,073	－	5,003,073
リース債務（※2）	－	461,051	－	461,051
負債計	－	5,464,124	－	5,464,124

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※2）リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金（1年内含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（流動負債）及びリース債務（固定負債）

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	非鉄金属	美術工芸	計
顧客との契約から生じる収益	81,905,458	558,000	82,463,458
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	81,905,458	558,000	82,463,458

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

652円05銭

(2) 1株当たり当期純損失

14円37銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合に関する注記)

(連結子会社による事業譲受)

当社は、2025年1月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるCMX Metalsが、米国カリフォルニア州において主に銅インゴットを製造するCalifornia Metal-X（以下、CMX）の事業を、CMX (assignment for the benefit of creditors) , LLCを介して譲り受けることを決議し、2025年1月15日付で事業譲受に関する基本契約を締結いたしました。

当該契約に基づき、2025年1月17日付で事業を譲り受けております。

(1) 事業譲受の概要

① 譲受先企業の名称及びその事業の内容

譲受先企業の名称	CMX (assignment for the benefit of creditors) , LLC
譲受事業の内容	CMXが営む、銅合金インゴット製造販売、銅・アルミ系リサイクル原料の加工事業

② 事業譲受を行った主な理由

CMXは、電気溶解炉、ガス回転炉、銅・アルミ分離装置をもち、米国カリフォルニア州において約40年の操業を行っている銅合金インゴットメーカーであります。創業当時、米国に80社ほどあった同業他社も、製品製造拠点の中国等海外移転に伴い、現在では同社を含め3社にまで減少しております。一方、米国は貿易のブロック化を進めており、同国内での製造・素材調達の拡大が予想されます。当社グループは、中期経営計画の重点戦略の一つとしてグローバル戦略を掲げ、「国内外での認知度向上とさらなるグローバル展開を含め事業拡大を目指す」との基本方針を定めております。

本件によりCMXの業務を引き継ぎ米国内での銅合金インゴット製造販売、銅・アルミ系リサイクル原料の加工業務をスタートさせるとともに、当社の手掛けている銅合金インゴットの海外販売や新商品開発を行います。現在、当社グループにおける海外向け販売は東南アジアが中心ですが、北米における事業基盤拡大は当社グループの成長戦略の重要な柱のひとつと考えており、本件は北米での事業展開を加速するものであります。

③ 事業譲受日

2025年1月17日

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 連結計算書類に含まれる譲受事業の業績の期間

2025年1月17日から2025年6月30日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,080,943千円
取得原価		1,080,943

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	224,746千円
------------	-----------

(5) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 負ののれん発生益の金額

3,553千円

② 発生原因

譲受先企業より受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産	843,663千円
固定資産	270,794
資産合計	1,114,458
流動負債	29,961
負債合計	29,961

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2024年9月1日残高	1,000,000	293,024	404,928	697,952	9,000	1,550,000	5,893,363	7,452,363	△114,966	9,035,350
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△282,602	△282,602		△282,602
当 期 純 損 失							△178,118	△178,118		△178,118
自己株式の処分			473	473					10,079	10,553
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	473	473	－	－	△460,721	△460,721	10,079	△450,168
2025年8月31日残高	1,000,000	293,024	405,402	698,426	9,000	1,550,000	5,432,642	6,991,642	△104,887	8,585,182

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年9月1日残高	243,366	243,366	9,278,716
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△282,602
当 期 純 損 失			△178,118
自己株式の処分			10,553
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	249,791	249,791	249,791
事業年度中の変動額合計	249,791	249,791	△200,376
2025年8月31日残高	493,157	493,157	9,078,339

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外
のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ 棚卸資産 | |
| ・ 商品、製品、原材料、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	15～35年
機械及び装置	7年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
|---------------|----------------------------------|

③ リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は非鉄金属事業及び美術工芸事業を行っており、各事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(非鉄金属事業)

当事業は銅を中心とした非鉄金属関連ビジネスとして、インゴットの製造・販売及びリサイクル原料の加工・販売を行っております。これらインゴット及びリサイクル原料の販売については、顧客との契約に基づいて、顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、出荷時から当該製品及び原材料の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては、主として、船積時点で製品に対する支配が顧客に移転する契約であり、船積時点で収益を認識しております。

なお、リサイクル原料のうち一部の顧客との取引では仮単価による変動対価で取引価格の算定を行っております。当社において変動対価とは、顧客への納入後に、顧客の成分品位検査において品位が確定し、当該品位に応じて正単価が決定される取引における、仮単価での取引価格を言います。取引対価に仮単価の変動対価が含まれる場合、最頻値による方法を用いて変動対価の額を見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

(美術工芸事業)

当事業は美術工芸品の製造・販売を行っております。美術工芸品の販売については、顧客との契約に基づいて、顧客に納入することを履行義務として識別しております。美術工芸品は全て国内販売であり、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金負債	17,426

貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,859,653千円
(2) 資産の額から直接控除している	
貸倒引当金の金額	
関係会社長期貸付金	61,424千円
投資その他の資産	107,350千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	64,177千円
長期金銭債権	0千円
短期金銭債務	14,788千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	467,197千円
営業取引以外の取引高	65,544千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

200,016株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	11,692千円
未払社会保険料	1,785千円
未払事業税	3,339千円
減価償却限度超過額	3,505千円
退職給付引当金	37,731千円
投資有価証券評価損	49,042千円
長期前払費用評価損	10,990千円
棚卸資産評価損	49,755千円
関係会社株式評価損	70,954千円
貸倒引当金	52,995千円
税務上の繰越欠損金	65,317千円
その他	13,645千円

繰延税金資産小計 370,757千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △228,924千円

評価性引当額小計 △228,924千円

繰延税金資産合計 141,832千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 159,029千円

その他 230千円

繰延税金負債合計 159,259千円

繰延税金負債の純額 17,426千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）及び法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（3）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の名称	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	KUROTANI NORTH AMERICA INC.	所有直接100.0	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	1,994,240	関係会社 短期貸付金	1,856,388
				利息の受取 (注) 1	64,096	未収収益	64,096
関連会社	THAI KUROTANI CO.,LTD.	所有直接49.0	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	45,330	関係会社 長期貸付金 (注) 2	0
				利息の受取 (注) 1	1,367	未収収益 (注) 2	0

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、一般取引先と同様に決定しております。

2. 関係会社長期貸付金、未収収益に対し、貸倒引当金62,162千円を計上しております。また、当事業年度において38,224千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	642円16銭
(2) 1 株当たり当期純損失	12円60銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

株式会社 M E R F
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 松 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 橋 智 己

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社M E R Fの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M E R F及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

株式会社 M E R F
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 松 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 橋 智 己

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MERFの2024年9月1日から2025年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社・関連会社については、子会社・関連会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月23日

株 式 会 社	M E R F	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	飴	義 彦 ㊟
社 外 監 査 役	西 島	剛 ㊟
社 外 監 査 役	富 岡	和 治 ㊟

以 上